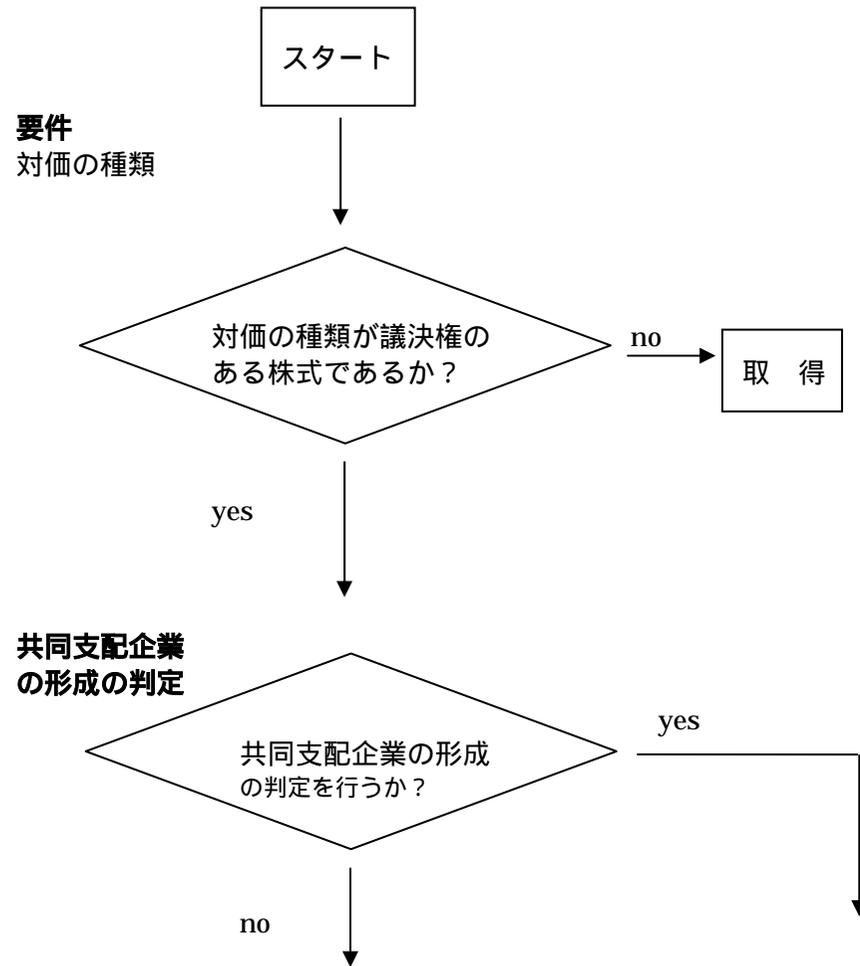


図表2 取得と持分の結合の判定手順



**要件 対価の種類が議決権のある株式であること**

- ・ 単一の取引で行われるか一事業年度内に完了
- ・ 議決権行使の制限なし
- ・ 対価が確定
- ・ 交付株式の償還・再取得予定なし
- ・ 交換を無効にする財務契約なし
- ・ 結合目的の自己株式取得なし

(基準注解(注2)参照)

**共同支配企業の形成の判定**

判定対象が共同支配企業の形成に該当するか否かを判定しようとする場合には、議決権比率の判定をスキップして、議決権比率以外の要件による判定に移る。

図表2 取得と持分の結合の判定手順

